

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり参加表明書及び技術提案書の提出を招請します。

令和元年9月27日

名古屋高速道路公社
理事長 新開 輝夫

1 業務概要

- (1) 業務名 令和元年度名古屋高速道路の利便性向上検討業務委託
- (2) 業務内容 本業務は、現在、具体的に検討されている路線を含めた名古屋高速道路のネットワークについて、名古屋高速道路を取り巻く周辺道路の整備や社会情勢も踏まえた様々な視点から評価・分析を行い、課題の抽出及び整理をするとともに利便性向上案の検討及び優先整備案の選定を行う。また、優先整備案については具体的な概略検討を行うものである。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和3年3月15日(月)まで
- (4) 本手続は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出するものです。

2 応募要件

次に掲げる要件を満たしている者であること。

- (1) 工事等請負業者の決定等に関する細則(平成9年名古屋高速道路公社細則第3号)第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の提出日から契約締結するまでの期間において、名古屋高速道路公社(以下「公社」という。)が行う契約からの暴力団排除に関する合意書(平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 平成30・31年度の一般競争有資格業者の決定をコンサルタント(土木)で受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、公社が別に定める手続に基づく一般競争有資格業者の再認定を受けていること。)
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 参加表明書及び技術提案書の提出日から契約締結するまでの期間において、工事等の契

約に係る指名停止等の取扱要領（平成9年通達第8号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (6) 提案書等を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得（平成18年通達第27号。以下「入札心得」という。）に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 業務実施体制に関して以下の要件を満足すること。

①愛知県内に本店、支店又は営業所が所在すること。

- (8) 平成21年度以降参加表明書提出日までに完了した公社又は他機関（首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社、国土交通省中部地方整備局、愛知県、名古屋市をいう。）が発注した同種業務及び類似業務の実績を有すること。

同種業務：道路^{※1}のうち、高規格幹線道路又は地域高規格道路の利便性向上検討^{※2}に関する業務をいう。

類似業務：道路^{※1}のうち、高規格幹線道路及び地域高規格道路以外の道路の利便性向上検討^{※2}に関する業務をいう。

※1 テクリスの業務分野によること。

※2 道路整備による利便性向上、サービス向上、機能強化に関する検討をいう。

※3 テクリスで業務内容が判断出来ない場合、内容が確認出来る業務計画書等の書類を提出すること。

- (9) 配置予定管理技術者については、以下に掲げるいずれかの資格を有すること。

ア 技術士〔建設部門「道路」〕

イ 技術士〔総合技術監理部門（建設－「道路」）〕

ウ R C C M〔道路部門〕

- (10) 配置予定管理技術者は、(8) に示す同種又は類似業務の実績を有すること。
なお、詳細は入札説明書によります。
- (11) 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と雇用関係があること。

3 手続等

(1) 担当部課

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目 17 番 30 号
名古屋高速道路公社 総務部会計課 (契約担当)
電話 0 5 2 - 9 1 9 - 5 6 4 2

(2) 参加表明書及び技術提案書の提出期間、場所、方法

本入札に参加を希望する者は、次に従い、参加表明書及び技術提案書を提出して下さい。

ア 期 間 令和元年9月27日(金)から令和元年10月18日(金)までの土曜日、
日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後4時00分まで

イ 場 所 (1) に同じ

ウ 方 法 持参又は「郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のもの
とする。)」とします。

なお、郵送等の場合は期日までに必着とします。

(3) 応募要件の確認結果は、令和元年10月30日(水)までに通知します。

(4) 応募要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

応募要件を満たしていないと認められた者は、理事長に対して理由について、次に従い、
書面により説明を求めることができます。

ア 提出期限 令和元年11月7日(木)午後4時00分まで

イ 提出場所 公社会計課

ウ 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付
けません。

理事長は、説明を求められたときは、令和元年11月12日(火)までに説明を求めた
者に対し書面により回答します。

(5) プレゼンテーションの実施

配置予定管理技術者の専門技術力の確認や業務への取り組み意欲等を確認するため、原則としてプレゼンテーションを実施するものとします。プレゼンテーションは提出された技術提案書の評価により、原則として上位5者をプレゼンテーション実施者として選定するものとします。ただし、第5位の者が同点の場合は6者以上のプレゼンテーション実施者を選定するものとします。プレゼンテーションは、業務実施体制に記載された配置予定管理技術者が行うものとします。プレゼンテーションの実施日は令和元年11月7日(木)とし、実施方法や時間等の詳細内容は、令和元年10月30日(水)までに別途通知します。

プレゼンテーションでの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行

できないと判断される場合は特定しません。

ア 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない

イ 本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない

(6) プレゼンテーション対象者に選定されなかった者（以下、「選定されなかった者」）に対する理由の説明

ア 選定されなかった者は、理事長に対して選定されなかった理由について、次に従い、書面により説明を求められます。

①提出期限 令和元年11月7日（木）午後4時00分まで

②提出場所 公社会計課

③提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

イ 理事長は、説明を求められたときは、令和元年11月12日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

(7) 技術提案書の特定等

ア 技術提案書が特定された者に対しては、令和元年11月13日（水）（予定）までに通知します。

イ 技術提案書が特定されなかった者に対しては、(7)アに掲げる日までに、特定されなかった旨とその理由を通知します。

(8) 技術提案書が特定されなかった者（以下、「特定されなかった者」）に対する理由の説明

ア 特定されなかった者は、理事長に対して特定されなかった理由について、次に従い、書面により説明を求められます。

①提出期限 令和元年11月20日（水）午後4時00分まで

②提出場所 公社会計課

③提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

イ 理事長は、説明を求められたときは、令和元年11月25日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3（1）に同じ。

(4) 詳細については説明書によります。

(5) 留意事項

審査に必要な書類は、説明書の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。